

人事委員会事務局職員に係る障がい者活躍推進計画

機関名	人事委員会事務局
任命権者	人事委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） ただし、毎年度、計画の取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。
人事委員会事務局における障がい者雇用に関する状況	勤務する職員が40人未満であることから、法定雇用者数は0人である。 障がい者の在籍は無し。
目標	
採用・活躍推進に関する目標	職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための資料等の配付、道や外部機関等が企画・開催する研修の周知等を適時行い、障害者雇用の推進に関する理解を促進する
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者 障害者雇用促進法第78条第1項の規定に基づき、人事委員会事務局長を「障害者雇用推進者」として選任する。 ○計画の公表 毎年度、計画に基づく取組の実施状況等をホームページ上で公表する。 ○相談体制 職員が在職中に疾病・事故等により障がい者となった場合などは、相談窓口を設定するなど適切な対応を行う。

<p>2. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・管理等</p>	<p>○職務環境の整備 職員が在職中に疾病・事故等により障がい者となった場合などは、相談や面談の際、障がいのある職員に対し必要な配慮等の有無を把握し、過重な負担にならない範囲で必要な措置を講じる。</p> <p>○会計年度任用職員の募集・採用 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>○ワークライフバランスの推進 誰もが働きやすい職場づくりに向け、「ワークライフバランスの推進に関する指針」に基づき、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進に係る取組を推進する。</p> <p>○柔軟な働き方の推進 時差出勤などの勤務時間を変更できる制度の活用等、柔軟な働き方を推進する。</p>
<p>3. その他</p>	<p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>